

第248回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

平成28年2月8日(月) 14時00分～15時30分

2. 場 所

出島交流会館 11階会議室

3. 出席者

竹本会長、小田副会長、松永委員、福谷委員、松島委員、中川委員、
安部委員、玉城委員、牧山委員、内橋委員、渡辺委員、山口委員 計12名

4. 議 題

- (1) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(6園)
- (2) 「長崎玉成幼稚園」の廃止
- (3) 幼保連携型認定こども園の設置に伴う幼稚園の廃止(6園)
- (4) 幼保連携型認定こども園の設置に伴う設置主体の単一化に係る学校法人の解散(2法人)
- (5) 「大浦信愛幼稚園」の設置者変更
- (6) 「長崎玉成高等学校附属中学部」の設置(事業計画)
- (7) 「こころ医療福祉専門学校壱岐校」の設置
- (8) 「Kokoro College Japan(各種学校)」の設置
- (9) 「長崎柔鍼スポーツ専門学校」の設置者変更及び目的変更

5. 会議結果

- (1) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(6園)

〔認可申請の趣旨〕

子ども・子育て支援新制度における施設型給付費の適正な給付のためには、利用定員と認可定員は原則として一致することとされていることから、近年の園児数の状況及び今後の見込を踏まえ収容定員の減少に係る園則変更を行おうとするもの。

変更の時期：平成28年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

- (2) 「長崎玉成幼稚園」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

園児数の減少に伴い、幼稚園の運営継続が困難となったことから幼稚園を廃止するもの。

廃止の時期：平成28年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(3) 幼保連携型認定こども園の設置に伴う幼稚園の廃止 (6 園)

〔認可申請の趣旨〕

平成 2 4 年 8 月の認定子ども園法の改正に伴い、これまで、幼稚園及び保育所から構成されていた幼保連携型認定こども園は、教育・保育の提供を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置される単一の施設として位置づけられることとなったため、平成 2 8 年度に新たに幼保連携型認定こども園を設置する幼稚園 6 園を、学校教育法に基づく幼稚園としては廃止するものである。なお、廃止を予定している 6 園は、別途開催された幼保連携型認定こども園審議会において、新たに幼保連携型認定こども園を設置することについての承認がされている。

廃止の時期：平成 2 8 年 3 月 3 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(4) 幼保連携型認定こども園の設置に伴う設置主体の単一化に係る学校法人の解散 (2 法人)

〔認可申請の趣旨〕

平成 2 4 年 8 月の認定こども園法の改正に伴い、認定こども園の 4 つの追啓のうち幼保連携型認定こども園について、教育・保育の提供を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置される施設として位置づけられた。学校法人が設置する幼稚園及び社会福祉法人が設置する保育所により構成されていた幼保連携型認定こども園は、施設の単一化に伴い、設置主体である法人の一本化が必要となる。

平成 2 8 年 4 月から社会福祉法人を設置主体として幼保連携型認定こども園を運営することに伴い、幼稚園を運営する学校法人 2 法人を解散するものである。

解散の時期：平成 2 8 年 3 月 3 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(5) 「大浦信愛幼稚園」の設置者変更

〔認可申請の趣旨〕

同園は、これまで宗教法人立の私立幼稚園として運営してきたが、近年の園児数の減少により自主財源による運営が困難となってきたことから、今後も地域の幼児教育を推進し継続していくために、学校法人信愛学園に設置者の変更を行うものである。

変更の時期：平成 2 8 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(6)「長崎玉成高等学校附属中学部」の設置(事業計画)

〔事業計画申請の趣旨〕

申請者が設置する高等学校の普通科共育コースにおいては、平成21年度から「心因性不登校の生徒」及び「学習障害・アスペルガー・高機能自閉症等の生徒」を受け入れ、特別支援教育に積極的に取り組んでいるところである。高等学校入学直後からの短期間の指導では改善しにくい例も少なくないこと、小学校の教員や保護者等から普通教育を行う中学校における特別支援教育の充実を求める声が高まっていることから、長崎玉成高等学校の共育コースにつながる附属中学部を設置し、一貫教育を行うことにより、将来の自主・自立性に富み、有能で品位ある人材の育成を目指すものである。

設置の時期：平成29年4月1日

〔審議結果〕事業計画は、適当として承認された。

(7)「こころ医療福祉専門学校壱岐校」の設置

〔認可申請の趣旨〕

申請者を母体とする社会福祉法人を立ち上げ、壱岐市から特別養護老人ホームの移譲を受けており、これに併せて壱岐市に介護福祉士養成のための専修学校を設置するもの。

設置の時期：平成29年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(8)「Kokoro College Japan(各種学校)」の設置

〔認可申請の趣旨〕

申請者においては、今後の日本の労働力人口不足の対策として求められる外国人の資格取得のため、その前段となる日本語教育に力を入れており、島原市の介護事業所からの要望等を踏まえ、島原市に日本語教育のための各種学校を設置するもの。

設置の時期：平成28年10月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(9)「長崎柔鍼スポーツ専門学校」の設置者変更及び目的変更

〔認可申請の趣旨〕

長崎柔鍼スポーツ専門学校の安定的な経営を目的として、設置者を学校法人長翔学園から学校法人平成国際学園に変更するもの。

また、設置者変更に合わせて、医療ビジネス学科の設置を行おうとするもの。

変更の時期：平成29年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。